

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

パソコンの取得価額

Q: 当社は、パソコン本体に単独で取得すると各4万円程度するワープロや表計算のソフトなど5つのアプリケーションソフトが組み込まれたパソコンを30万円で取得しました。

ソフト部分とパソコンのハード部分とに分けて経理処理してもよいでしょうか。

A: 分けて経理処理することはできません。

【解説】

パソコンのハード部分であるコンピュータ機器本体は減価償却資産であり、ソフト部分は繰延資産に該当することになります。

しかし、購入時からアプリケーションソフトが組み込まれているようなパソコンに関しては、ハード部分とソフト部分が一体不可分のものとして販売されています。

もし、そのパソコンに組み込まれているソフトと同様のものが単体で販売されており、その価額が明確であったとしても、パソコンの価額からソフト部分の価額を抜き出すことはできません。

したがって、ご質問の場合は30万円全額を、償却資産の「器具及び備品」の「事務機器及び通信機器」の「電子計算機」として処理することになります。

